

ご契約者の皆様へ



自動車共済制度改定のお知らせ

日頃より、弊組合ならびに自動車共済をお引き立ていただき、心より御礼申し上げます。
さて、弊組合では、**令和2年1月1日共済開始**のご契約から自動車共済制度の改定を実施いたします。
主な制度改定の内容を以下に記しましたので、ご覧のうえご理解願います。
今後とも、引き続き自動車共済をご利用賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

自動車共済制度改定の主な改定内容

1. 人身傷害共済の改定

現行の人身傷害共済は「ご契約の自動車に搭乗中の事故」への補償と「車外事故」の両補償をカバーしていますが、改定後は「人身傷害車外事故特約」をセットすることで「車外事故」を補償するよう変更となります。

契約形態	補償範囲	ご契約の自動車に搭乗中の方		ご契約者およびそのご家族	
		ご契約の自動車に搭乗中の事故		車外事故	
				他の自動車に搭乗中の事故	歩行中や、自転車搭乗中の自動車事故
現行	基本補償	○ 補償可	○ 補償可	○ 補償可	○ 補償可
	搭乗中のみ補償特約をセット	○ 補償可	×	×	×
			特約で補償除外	特約で補償除外	特約で補償除外



契約形態	補償範囲	ご契約の自動車に搭乗中の方		ご契約者およびそのご家族	
		ご契約の自動車に搭乗中の事故		車外事故	
				他の自動車に搭乗中の事故	歩行中や、自転車搭乗中の自動車事故
改定後	基本補償	○ 補償可	×	×	×
	人身傷害車外事故特約※をセット	○ 補償可	○ 特約で補償	○ 特約で補償	○ 特約で補償

※法人契約にはセットできません。

2. 共済掛金・割引制度の改定

(1) 型式別掛金区分の改定

型式別掛金区分が以下の通り変更となりました。

車種	現行	改定後
自家用軽四輪乗用車	区分なし	3区分
自家用普通・小型乗用車	9区分	17区分

(2) ASV割引 9%割引の改定

自家用軽四輪乗用車の割引対象期間が変更となりました。

車種	現行	改定後
自家用軽四輪乗用車	AEB装着車	AEB装着車かつ型式販売開始年度3年後の12月末まで
自家用普通・小型乗用車	AEB装着車かつ型式販売開始年度3年後の12月末まで	

(3) 記名被共済者の年齢別掛金区分の導入

運転者年齢条件が21・26・30・35歳以上で、記名被共済者が個人の場合、74歳以下と75歳以上に区分して共済掛金を算出します。

現行		改定後		
運転者年齢区分	記名被共済者年齢	運転者年齢区分	記名被共済者年齢	
年齢問わず補償	設定なし	年齢問わず補償	設定なし	
21歳以上補償		21歳以上補償	74歳以下	75歳以上
26歳以上補償		26歳以上補償	74歳以下	75歳以上
30歳以上補償		30歳以上補償	74歳以下	75歳以上
35歳以上補償		35歳以上補償	74歳以下	75歳以上

(4) 新車割引の改定

初年度登録（検査）年月から共済契約始期年月までの経過期間が25か月以内のご契約に適用していましたが、49か月以内までの期間に拡大します。また、ご契約の等級および契約期間により割引率が細分化されます。

現行	車種	経過月数	区分	割引率（％）				
				対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者傷害	車両
	自家用普通乗用車 自家用小型乗用車	25か月以内	区分なし	10%	10%	10%	10%	6%
	自家用軽四輪乗用車	25か月以内	区分なし	3%	2%	17%	17%	1%

改定後	車種	経過月数	区分	割引率（％）				
				対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者傷害	車両
	自家用普通乗用車 自家用小型乗用車	25か月以内	6S等級	37%	34%	40%	40%	39%
			7S等級	15%	14%	25%	25%	17%
			上記以外	6%	5%	18%	18%	10%
		26か月～ 49か月	問わない					
	自家用軽四輪乗用車	25か月以内	6S等級	25%	28%	45%	45%	28%
			7S等級	10%	12%	25%	25%	9%
			上記以外	1%	3%	18%	18%	1%
		26か月～ 49か月	問わない					

3. 特約の改定

(1) 運転者家族限定特約の廃止

運転者家族限定特約が廃止されます。

(2) 車両共済における車対車衝突危険限定特約の廃止

車対車衝突危険限定特約の廃止にともない、現在「車対車衝突危険限定特約」をセットされているご契約につきましては、令和2年1月1日以降の継続時に「車対車事故・危険限定特約」がセットされます。



【本部】〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目9番15号
TEL 022-264-1188 FAX 022-264-1166
<https://www.tohokujikyokyo.jp/>

車両入替等が発生した場合 **0120-88-6250** ^{パバ ム ジ コ} 事故が発生した場合 **0120-24-6250** ^{24時間 ム ジ コ}

■このリーフレットは、自動車共済制度改定の概要を説明したものです。詳しくは、共済代理所または当組合へお問い合わせください。

●お問い合わせ